

別紙様式第十号（第七十一条第一号関係）

20 〔5〕 cm 以上	30〔7〕cm以上
	<p>金融商品取引業者登録票</p> <p>（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、 投資運用業の別）</p> <p>登録番号 財務（支）局長（金商）第 号</p> <p>（金融商品取引業者の商号、名称又は氏名）</p> <p>（加入している金融商品取引業協会の名称）</p>

（注意事項）

- 1 〔 〕内は、営業所又は事務所が無人の端末である場合の大きさとする。
- 2 「第一種金融商品取引業」について、第一種少額電子募集取扱業者であるときは、「第一種少額電子募集取扱業務」と、「第二種金融商品取引業」について、第二種少額電子募集取扱業者であるときは、「第二種少額電子募集取扱業務」と表示すること。
- 3 「投資運用業」について、適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、「適格投資家向け投資運用業」と表示すること。
- 4 加入している金融商品取引業協会の名称に続けて「加入」と表示すること。